

# 熊本県公報

第10942号  
平成15年2月10日(月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成15年2月定例県議会の招集……………	(財 政 課) 1
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 1
○介護老人保健施設の開設許可……………	(高齢保健福祉課) 1
○都市計画法の事業認可……………	(下水道課) 2
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………	(県民生活総室) 2
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………	(商工政策課) 2
○開発行為に関する工事の完了……………	(建 築 課) 3
<b>登 載 依 頼</b>	
○阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催……………	(阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会) 3
○薬事審議会の会議の開催……………	(薬事審議会) 3

## 告 示

### 熊本県告示第107号

平成15年2月20日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。  
平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県告示第108号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字七滝字南川嶋 5212 の1
  - 2 指定の目的 落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成15年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設なでしこ 熊本市北千反畑町2番5号	医療法人 起生会	平成15年2月1日